

(株) TOKAI ホールディングス行動計画

当社の従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい職場環境を構築することで、従業員の能力が十分に発揮でき、生き活きと輝いて仕事ができるようにするため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの 2 年間

2. 内容

目標 1 所定外労働削減のための措置 (行動目標)

- ① 過重労働対策委員会で、各社毎に所定外労働に対して
施策を検討し実施する。

対策 平成 29 年 1 月～

過重労働対策委員会を実施。実績を共有し、時間外削減の
の施策を検討する。

目標 2 年次有給休暇の促進のための措置

- ①有給休暇の取得率を会社平均 50%以上とする (数値目標)

対策

平成 29 年 4 月～

計画付与休暇の取得日に柔軟性をもたせて、計画付与休暇を取
得しやすい環境とする。

目標 3 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他、働き方の見
直しに資する多様な労働条件整備のための措置 (行動目標)

- ①育児・介護を対象とした、在宅勤務の制度を整備する。

対策

平成 29 年 1 月 ～ 運用等を確認・検討する

平成 29 年度上期中 ～ 制度導入に伴い、規程等を整備する

平成 29 年度中 ～ 制度導入

以上